

令和2年4月1日

## 大枝公園花みどりサポーター募集及び申し込み案内

大枝公園東側には守口市の緑化普及事業の一環として整備された、四季折々の植物が楽しめる円形花壇があります。

このたび、花の植え付けや水やり、除草などの作業についてお手伝いいただける「大枝公園花みどりサポーター」を下記の通り募集いたします。公園スタッフと共に楽しく花壇づくりなどをしてみませんか。

### 活動日

令和2年5月12日から令和3年3月31日（次年度への更新あり）  
月1～4回、1回1～2時間程度

### 募集開始

令和2年4月1日（水）から

### 募集人数

10人程度

### 申し込み条件

- ・守口市内在住の個人の方（小学生以下は保護者同伴の必要あり）
- ・1カ月に1回は活動に参加できる方
- ・5月12日（火）の説明会に参加できる方
- ・その他大枝公園が定める花みどりサポーター参加の注意事項を遵守し、活動できる方

### 活動内容

花卉植替え、除草作業、花がら摘み、灌水作業、他

### 支給物品（貸与品）

当日作業に使用する道具類  
移植ごて、スコップ、除草フォーク、灌水用ホース等、手袋（初回配布）

### 申し込み方法

参加申込書に必要事項を記入の上、大枝公園パークセンターまで提出ください。  
※電話、FAXでの申し込み受け付けは行っておりませんので、ご注意ください。

## 大枝公園花みどりサポーター参加の注意事項

1. この注意事項は、大枝公園における花みどりサポーター活動に関し必要な事項を定め、大枝公園の円滑な運営に資することを目的とする。
2. 花みどりサポーターとして登録される期間は、登録からその年度末までとする。ただし、大枝公園支配人が必要と認めた場合は登録期間を更新することができる。
3. 参加者は、参加予定の活動に参加できなくなったときは、大枝公園担当者に事前に連絡すること。
4. 大枝公園の花みどりサポーター活動に参加している間、参加者は、次の各号に定める責務を負うものとする。
  - (1) 安全・衛生の確保に配慮すること
  - (2) 公共の利益に反し、または反するおそれのある行為は行わないこと
  - (3) 危険のおそれのある行為、または他人の迷惑となる行為は行わないこと
  - (4) 営利的・政治的・宗教的活動は行わないこと
5. 大枝公園支配人は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、参加者の登録を抹消するものとする。
  - (1) 参加者から書面による登録辞退の届け出があったとき
  - (2) 参加者の所在が不明となり、長期間連絡不能となったとき
  - (3) 参加者が4項に定める責務を遵守できないと認められたとき
  - (4) 花みどりサポーターの信用を著しく傷つけたとき
  - (5) その他、大枝公園支配人が特に必要と認めたとき
6. 大枝公園が花みどりサポーターの活動に対して行う支援は次のとおりとする。
  - (1) ボランティア活動に必要な用具の提供
  - (2) 清掃等に必要な物品（ゴミ袋等）の支給
  - (3) ボランティア活動に関する情報の提供
  - (4) 活動により発生したゴミ等の処理
  - (5) ボランティア保険の加入
  - (6) その他、大枝公園支配人が特に必要と認めたもの
7. 参加者は、自らの責任で活動を行うものとし、活動中に生じた第三者に対する事故等については、大枝公園（財団法人大阪スポーツみどり財団）はその責任を負わないものとする。
8. この注意事項に定めるもののほか、必要な事項は大枝公園が別に定め、その指示に従うこと。

